令和7年12月吉日

地元住民および関係者の皆様へ

長崎県島原振興局

# 土砂災害警戒区域等の指定予定範囲の事前縦覧について (お知らせ)

日頃より県政事業につきまして、ご理解・ご協力をいただきありがとうございます。 今回、令和4年度より実施して参りました土砂災害危険箇所の現地調査が完了し、 土砂災害警戒区域(がけ崩れ・土石流)等の指定予定範囲を定めましたので、下記に より事前縦覧を行います。

ご自宅周辺の土砂災害警戒区域等を確認することは、災害時の避難などに大変役に立ちますので、是非ご確認いただきますよう、お願いします。

なお、<u>愛野町、吾妻町ともに下記の全ての場所でご確認頂けます</u>ので、お時間の許すときにお越し下さい。

記

1.対象地域: **雲仙市 愛野町,吾妻町の全域** 

2. 縦覧場所等 :

場所	期間	時間
長崎県島原振興局河港課	令和7年12月9日(火)~12月22日(月)	9:00 ~ 17:15
(島原市城内1-1205)	土曜日・日曜日を除く	9.00 ~ 17.13
雲仙市役所建設部監理課	令和7年12月9日(火)~12月22日(月)	0.20 - 17.00
(雲仙市吾妻町牛口名714)	土曜日・日曜日を除く	8:30 ~ 17:00

縦覧場所では、常時資料を設置しておりますので、自由に資料を閲覧いただけます。

#### 3. 説明場所等:

年 月 日	時間	会 場	所 在 地
令和7年12月16日(火)	14:00~16:00	愛野総合支所 (会議室)	雲仙市 愛野町 乙 526-1
令和7年12月16日(火)	18:00~20:00	吾妻町ふるさと会館 (研修室2)	雲仙市 吾妻町 牛口名 537-1
令和7年12月17日(水)	14:00~16:00	吾妻町ふるさと会館 (研修室1)	雲仙市 吾妻町 牛口名 537-1
令和7年12月17日(水)	18:00~20:00	愛野総合支所 (会議室)	雲仙市 愛野町 乙 526-1

説明場所では、県から委託を受けた業者より、指定を予定している土砂災害警戒区域等の場所等をお示しいたします。お越しいただいた方より順に、個別に対応いたします。

4. 問い合せ先 : 長崎県 島原振興局 建設部 河港課 河川防災班 担当者:春田,久保田 TEL:0957-63-0111

> 土砂災害警戒区域等の個別箇所に関する電話での問い合せは、 間違いや混乱の原因となるため、受け付けておりませんので、 島原振興局の担当者へ、直接お尋ね下さい。

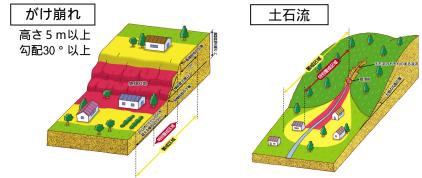
# 土砂災害防止法とは

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

がけ崩れや土石流などの土砂災害から国民の生命及び身体の保護をするために、土砂災害が発生する恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限、ならびに、建築物の構造規制などを行うものです。

#### 1.基礎調査

県が、土砂災害により被害を受ける恐れのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。



## 2.区域指定

基礎調査の結果に基づき、県が、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を指定します。なお、指定された場合、それぞれ次のようなことが生じます。

## 土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)

《土砂災害の恐れがある区域》

#### 警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早 く出来るように、警戒避難体制の整備を行います。

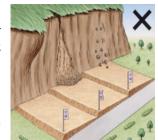


#### 土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)

《建物の損壊で住民に著しい危害が生じる恐れのある区域》

#### ■ 一定の開発行為の制限

住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院などの災害時要援護者 関連施設の建築を行う場合など開発行為には、県知事の許可が必要となります。



- 住宅の新築や増改築については、土砂災害に対して安全であるかの建築確認が必要となり、土砂災害により作用する衝撃に耐えうる構造としなければならなくなります。
- 住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれが大きいと認められるときに、県知事が、当該建築物の所有者等に対して、移転等を勧告する場合があります。 なお、移転の勧告を受けた場合の金融機関からの融資や、移転費用の一部を補助する制度などがありますので、ご活用下さい。

